

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No. 3
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 株式会社PKSHA Technology
代表取締役 上野山 勝也
【住所又は本店所在地】 東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F
【報告義務発生日】 令和7年8月27日
【提出日】 令和7年8月29日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の増加
保有目的の変更
株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社サーキュレーション
証券コード	7379
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社PKSHA Technology
住所又は本店所在地	東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成24年10月16日
代表者氏名	上野山 勝也
代表者役職	代表取締役
事業内容	アルゴリズムライセンス事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社PKSHA Technology 執行役員 経営管理本部長 久保田 潤至
電話番号	03-6801-6718

(2) 【保有目的】

提出者は、発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）及び本新株予約権（注）を取得することを目的として、2025年7月7日から2025年8月19日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けは、2025年8月19日に成立しましたので、提出者は、発行者を提出者の完全子会社とすることを目的とした重要提案行為等を行っております。

具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主として、同法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主（提出者及び発行者を除きます。）の全員に対して、その所有する発行者株式及び本新株予約権のすべてを売り渡すことを請求しています。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。なお、2025年8月27日現在において残存する本新株予約権は、下記 の第4回新株予約権及び下記 の第5回新株予約権であり、これらが売渡請求の対象となります。

2018年7月23日付の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年8月1日から2028年7月22日まで）

2019年7月4日付の対象者取締役会決議及び同年7月12日付の対象者株主総会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年8月1日から2029年7月3日まで）

2020年7月17日付の対象者取締役会決議及び同年7月27日付の対象者株主総会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年7月29日から2030年7月16日まで）

2024年12月18日付の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年2月5日から2035年2月5日まで）

2024年12月18日付の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第1回新株予約権乃至第5回新株予約権を併せて「本新株予約権」と総称します。）（行使期間は2027年11月1日から2035年2月5日まで）

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	8,289,887		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 247,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 8,536,887	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	8,536,887
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	247,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年8月27日現在）	V	8,664,700
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		95.79
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		92.30

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年8月19日	株券（普通株式）	7,184,849	84.96	市場外	取得	901
令和7年8月27日	株券（普通株式）	484,438	5.44	市場外	取得	901
令和7年8月27日	新株予約権証券 （第4回新株予約権）	670	0.75	市場外	取得	新株予約権1個 あたり 1
令和7年8月27日	新株予約権証券 （第5回新株予約権）	1,800	2.02	市場外	取得	新株予約権1個 あたり 1

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>提出者は、発行者株式及び本新株予約権を取得することを目的として、本公開買付けを実施し、2025年8月19日付で本公開買付けは成立しました。なお、本公開買付けの決済の開始日は、2025年8月26日です。</p> <p>提出者は、株式会社みずほ銀行からの発行者株式及び本新株予約権の取得資金等の借入に際し、2025年8月21日付で、提出者が保有する発行者株式の全てを株式会社みずほ銀行に対する借入金の担保として差し入れるため、株式会社みずほ銀行との間で、担保契約を締結いたしました。</p> <p>さらに、提出者は、2025年8月27日に会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主（但し、提出者及び発行者を除きます。）の全員に対して、その所有する発行者株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、新株予約権者（但し、提出者を除きます。）の全員に対し、その所有する新株予約権の全部を売り渡すことを請求し、同日に発行者に対してその旨を通知しております。発行者は、これを承認し、同日にその旨を公告しております。提出者は、2025年9月24日に発行者株式（但し、提出者が所有する発行者株式及び発行者が所有する自己株式を除きます。）及び新株予約権の全部を取得する予定です。</p>

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	513,857
借入金額計（X）（千円）	6,910,030

その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	7,423,887

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
株式会社みずほ銀行(本店)	銀行	加藤 勝彦	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2	6,910,030

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地